

確定給付企業年金の 非継続基準の予定利率について

非継続基準の概要

- 確定給付企業年金の財政運営は、「継続基準」と「非継続基準」の2つの観点から確認している。【参考1】
- 継続基準による財政検証とは、今後とも制度を継続するとした場合に、将来の掛金収入とあわせて、将来の給付を賄うために現時点で保有しておくべき積立金(=責任準備金)を有しているかどうかの検証である。
- 継続基準は、現在保有している資産に加えて将来の掛金収入も資産とみなすため、これまでの加入者期間に係る給付に見合う積立金(=最低積立基準額)を確保できているかを確認する観点から、1997年度に当時の厚生年金基金に対し、新たな財政検証として非継続基準を導入した。【参考2】
- 最低積立基準額は、財政検証のほか、制度変更(企業型確定拠出年金への移換額の計算など)や制度終了(追加拠出額の計算など)の際に利用される。【参考3】
- この最低積立基準額の算定に用いる予定利率は厚生労働大臣が告示することとされており、具体的には30年国債の応募者利回りの5年平均の率を基準に、労使合意の下で当該率に0.8以上1.2以下の係数を乗じた率とすることもできることとされている。この調整幅は、金利水準の短期的な変動による影響をできるだけ抑制し、財政運営の安定化を図るための措置として2003年度に導入した。

非継続基準の予定利率の調整幅の見直し

調整幅の見直し

- 30年国債の応募者利回りの推移を見ると、2012年度頃までは概ね2%を維持していたが、その後も低下が続き、直近では1%未満の低水準になっている。【参考4】
- 調整幅を導入した2003年度においては、0.8以上1.2以下の係数を乗じることで、予定利率に±0.5%程度(=2.23%×0.2)の幅を確保することが可能で、これは最低積立基準額を±8~9%程度変動させる効果があった。
- しかし、昨今の長期的な低金利の影響により、2019年度時点で確保できる予定利率の幅は±0.2%程度(=1.05%×0.2)で、これは最低積立基準額を±3.5%程度変動させる効果にとどまり、財政運営上、許容される幅が従前に比べて小さくなっている。【参考5・6】
- したがって、係数を乗じる方法を改め、労使合意の下、30年国債の応募者利回りの5年平均の率に0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率として用いることを可能とする。

※ 現在の低金利下において、2003年度当時と同等の効果を得るには、予定利率に対して±0.5%程度の調整幅が必要。

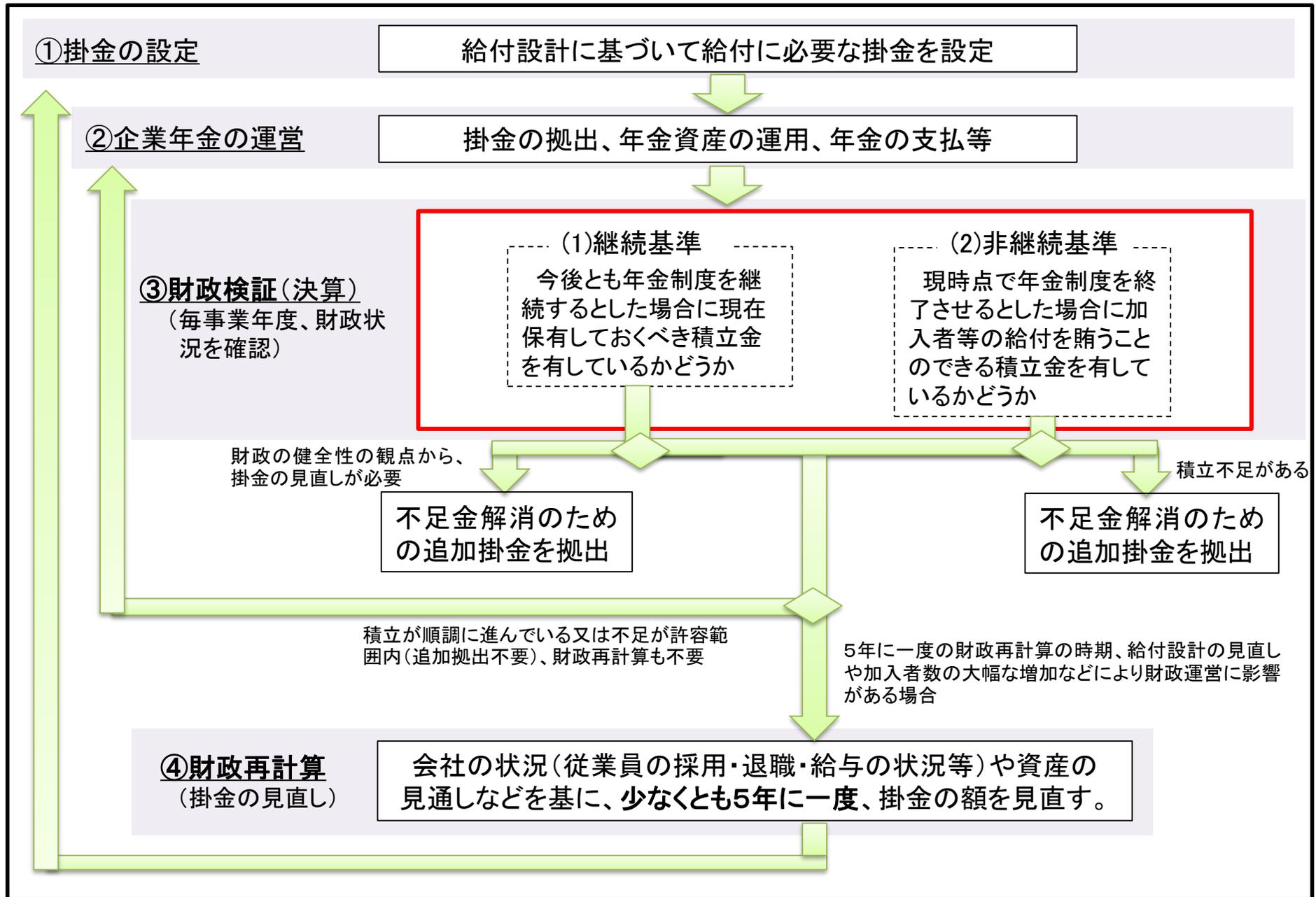
※ 2018年度中に事業年度末を迎える決算が確定していない場合、当該決算時においては、労使合意の下、0.5%以内の率を加減した率に基づき財政検証を行うことも可とする。

制度終了時などの取扱い

- 制度変更・制度終了時に用いる予定利率は、加入者等の受給額に直接影響するものであることから、
 - ・ 制度変更・制度終了の際に適用される5年平均の率を踏まえ、調整幅の適用可否について改めて労使間で十分に検討し、
 - ・ 予定利率として0.5%以内の率を加算した率を用いる場合は、5年平均の率を用いる場合に比べ受給額の減少が起こり得ることを踏まえ、用いる予定利率を規約に規定することを求めることとする。

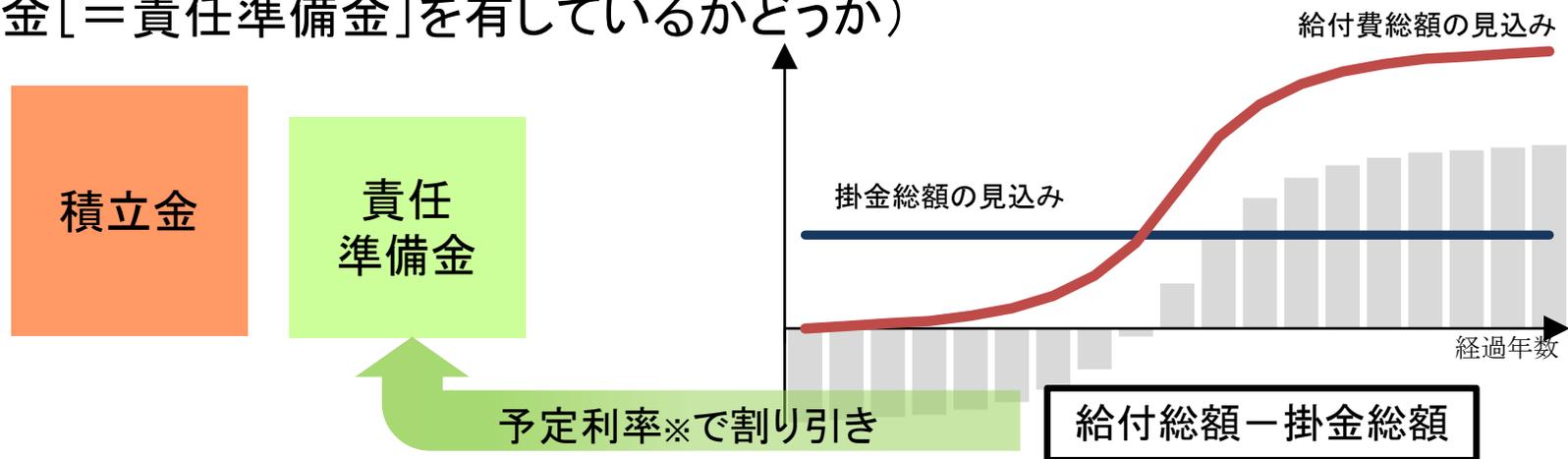
※ 具体的には、「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329008号)などに当該取扱を規定し、指導を行う予定。

(参考1)確定給付企業年金の財政運営の流れ



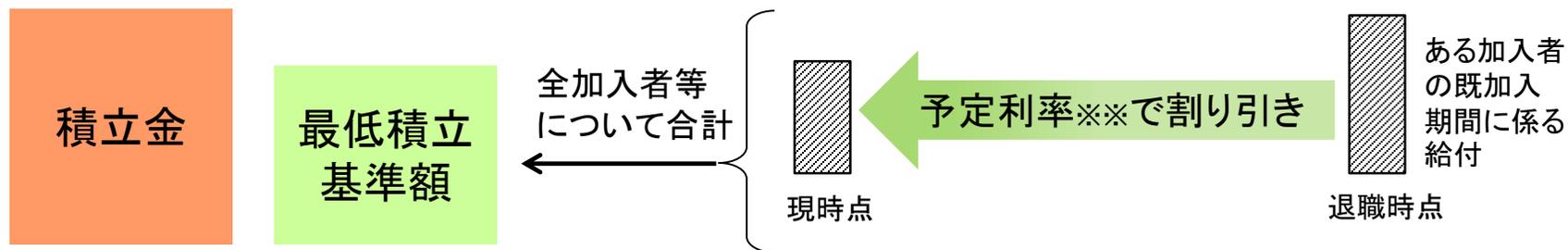
(参考2) 継続基準と非継続基準のイメージ

○ **継続基準** (今後とも年金制度を継続するとした場合に現在保有しておくべき積立金 [= 責任準備金] を有しているかどうか)



※ 予定利率は積立金の運用収益の長期の予測に基づき(各企業年金制度で)定める。但し、国債利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率が下限。

○ **非継続基準** (現時点で年金制度を終了させるとした場合に加入者等の給付を賄うことのできる積立金 [= 最低積立基準額] を有しているかどうか)



※※ 予定利率は30年国債利回りを勘案して厚生労働大臣が定める。
労使合意により、定められた率に0.8以上1.2以下の数を乗じた率を用いることも可。

(参考3)最低積立基準額の主な利用事項

財政検証

①非継続基準

- ・積立比率(=積立金/最低積立基準額)が1.0以上かどうかの判定
- ・積立金が最低積立基準額を下回った場合に拠出すべき掛金額の計算

②拠出中断

- ・積立上限額の計算(数理債務(※)と最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じて得た額が積立上限額となる。) ※ 予定利率は、下限予定利率として算定

制度変更

* 最低積立基準額の利用が必須ではないが、当該計算で用いる旨を規約に定める確定給付企業年金のみ利用

③給付減額

- ・給付減額であることの判定
- ・給付減額時に希望する受給者に支給する一時金額の計算

④他の確定給付企業年金への移行等

- ・確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の按分計算*
- ・給付の支給に関する権利義務の移転時に移換する積立金の按分計算*
- ・実施事業所の減少に係る徴収金額の計算*

⑤確定拠出年金への移行

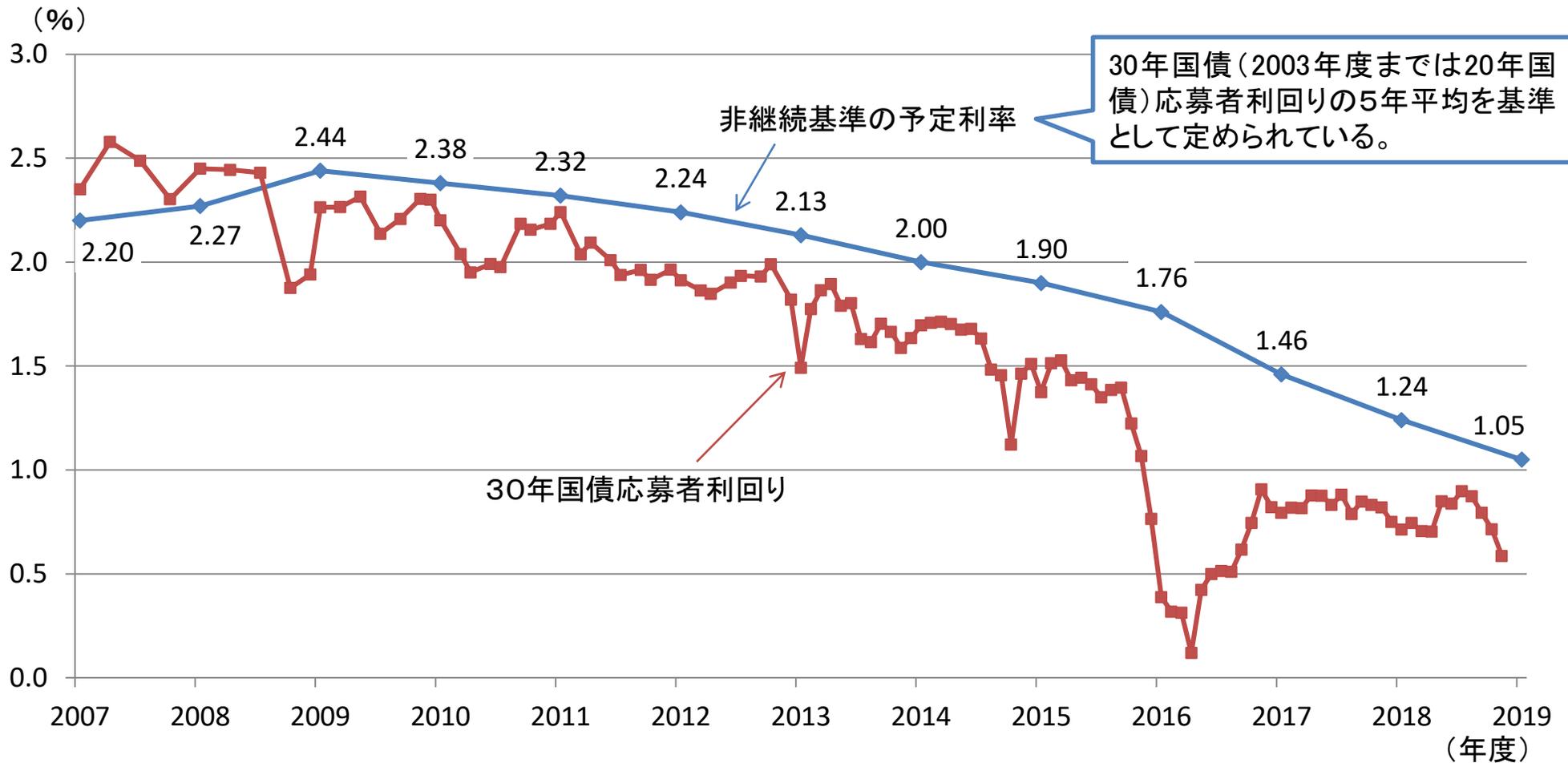
- ・移換加入者に係る移換相当額の計算
 - ・移換加入者に係る積立金の按分計算*
- (注)移換加入者に係る積立金が移換相当額を下回った場合は、不足額を事業主が掛金として一括して拠出することとなる。

終了

⑥確定給付企業年金の終了(解散)

- ・積立金が最低積立基準額を下回った場合に拠出すべき掛金額の計算
- ・残余財産の分配計算

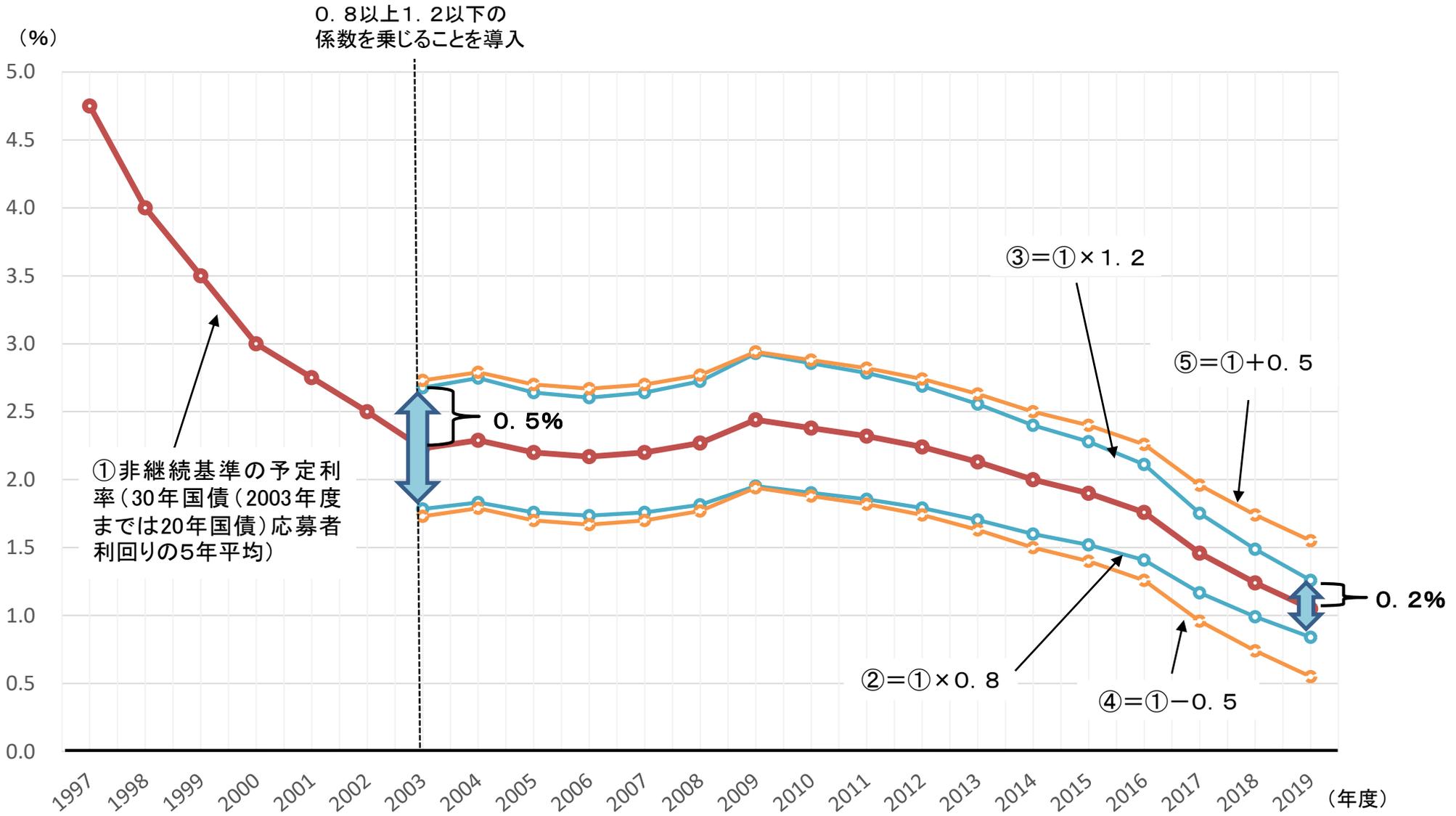
(参考4) 非継続基準の予定利率の推移



< 予定利率の調整幅(上段が0.8、下段が1.2を上記の非継続基準の予定利率に乗じた率)(単位:%)>

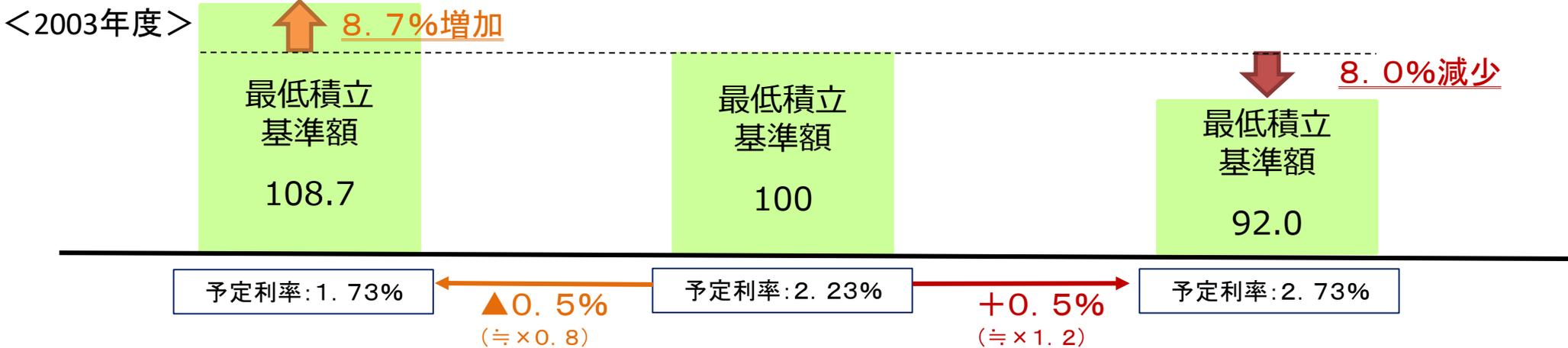
2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
1.760	1.816	1.952	1.904	1.856	1.792	1.704	1.600	1.520	1.408	1.168	0.992	0.840
2.640	2.724	2.928	2.856	2.784	2.688	2.556	2.400	2.280	2.112	1.752	1.488	1.260

(参考5) 非継続基準の予定利率と調整幅の推移

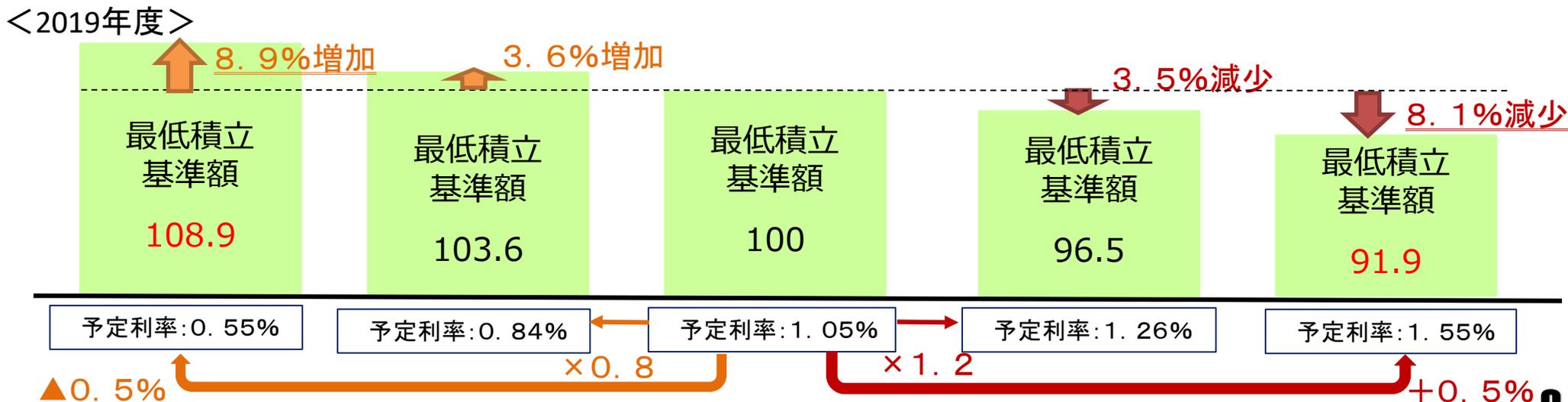


(参考6) 予定利率の変動が最低積立基準額に与える影響

○ 2003年度の予定利率2.23%から0.5%増加[0.5%減少]した場合、最低積立基準額は8%程度減少[9%程度増加]する。



□ 2019年度の予定利率1.05%から利率が変動したときの最低積立基準額の変動を見ると、利率が0.5%増加[0.5%減少]したとき最低積立基準額は8%程度減少[9%程度増加]する。



(資料出所) 厚生労働省「確定給付企業年金の事業状況等」を基に推計。2003年度と2019年度の確定給付企業年金の状況はいずれも2016年度と同じであると仮定。